

令和2年度 佐世保市中小企業融資制度

制度名	貸付条件等												
	資金内容	用途	融資限度額	融資期間	据置期間	貸付利率	保証人	担保	保証料				
短期資金	事業運営のために必要とする短期の運転資金	運転	1,500万円	1年	/	0.9%	金融機関の取扱いの例による						
緊急経営 対策資金	不況対策資金等	不況(売上減)・災害などの影響を受けている方が経営安定を図るために必要とする運転および設備資金	運転 設備	3,000万円	10年	2年以内	1.2%	原則として法人代表を除いて不要	必要に応じ 徴求	別表1の とおり			
	危機対策資金	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の影響を受けている方の経営安定を図るために必要な資金	運転 設備	3,000万円	10年	2年以内	1.2%						
	連鎖倒産防止資金	連鎖倒産防止のために必要とする資金	運転	2,000万円	10年	2年以内	1.1%						
経営合理化資金	経営の合理化のために必要とする運転および設備資金		運転 設備	3,000万円	10年	1年以内	1.3%			不要 (ただし、一般 保証利用分 は必要に応じ 徴求)	市が全額補 給 (ただし、一般 保証利用分 は別表1が適 用)	別表2の とおり	
	設備投資特例 ^(※)	^(※) 設備投資特例:①市町村の認定を受けた先端設備等導入計画を策定しており、かつ、②資金使途に設備資金を含むこと					1.2%						
小口事業資金	小規模事業者(従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下)が事業運営のために必要とする運転および設備資金	運転 設備	2,000万円	運転7年 設備10年	1年以内	1.1%	必要に応じ 徴求					別表3の とおり	
エコ資金	低公害車、新エネ・省エネ設備、雨水・廃棄物のリサイクル設備、ISO14000導入のために必要とする資金	設備	1,000万円	10年	1年以内	1.1%							
創業資金	市内の創業者が必要とする運転および設備資金		運転 設備	2,000万円	運転7年 設備10年	1年以内							0.7%
	特定創業支援を受けた方	2,000万円		運転7年 設備10年	1年以内	0.5%							
事業承継資金	事業承継のために必要とする資金	運転 設備	4,000万円	10年	1年以内	1.3%							金融機関の取扱いの例による
協同組合等振興資金	市内の事業協同組合等が、企業の合理化・設備の近代化・高度化等のために必要とする運転および設備資金	運転 設備	一般 1.5億円 集団化 10億円 再開発 4億円	10年	1年以内	1.3%							

《保証料率 別表1》

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
佐世保市負担	0.76%	0.70%	0.62%	0.54%	0.40%	0.25%	0.05%	-	-
事業者負担	1.14%	1.05%	0.93%	0.81%	0.75%	0.75%	0.75%	0.60%	0.45%

《保証料率 別表2 エコ資金》

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会保証料率	1.75%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%
佐世保市負担	0.70%	0.64%	0.56%	0.45%	0.25%	0.10%	-	-	-
事業者負担	1.05%	0.96%	0.84%	0.75%	0.75%	0.75%	0.65%	0.45%	0.30%

《保証料率 別表3 事業承継資金》

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
佐世保市負担	-	-	0.49%	0.33%	0.17%	0.05%	-	-	-
事業者負担	1.52%	1.40%	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%	0.64%	0.48%	0.36%

《セーフティネット保証の保証料率》

	1~4、6号	5、7、8号	危機関連
保証協会保証料率	0.80%	0.75%	0.80%
佐世保市負担	0.32%	0.27%	0.32%
事業者負担	0.48%	0.48%	0.48%

・別表にかかわらず、セーフティネット保証に該当する方は、こちらの保証料率が適用されます。